



## 備後表継承会 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、備後表継承会（英文名：Society for the Safeguarding of Bingo-omote and Bingo-igusa）と称する。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

2 当会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 畳を日本建築文化の核心と捉え、藁草による畳文化の継承を大きな目的とし、備後地域発祥の中継表の技術継承も含め、備後藁表（備後地域産の藁草を原料とした備後表）を地域協働で後世へ継承することを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を実施する。

- (1) 備後地域における藁草栽培実践と農家育成
- (2) 備後藁草と備後表に関する調査研究
- (3) 備後表の普及啓発と研修会開催
- (4) 備後表を活かした建築企画・計画・設計・施工
- (5) 中継表の製織技術継承と織機保全
- (6) 備後表の品質保証システムの再構築
- (7) 備後表のブランド再構築
- (8) 関連業者や団体、自治体、関係省庁、法人・個人との連携と協働
- (9) 備後表のユネスコ無形文化遺産への登録推進
- (10) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第2章 会員

(入会)

第4条 当会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第5条 会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は会としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

### 第3章 総会

(構成)

第9条 総会は、全ての会員をもって構成する。ただし、議決権は正会員のみもつものとする。

(権限)

第10条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 事業計画と予算書、および事業報告と決算書の承認
- (5) 規約の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとしてこの規約で定める事項

(開催)

第11条 当会の総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

2 いずれの総会も、電子的又は書面による開催と決議に代えることができる。

(招集)

第12条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の3以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第14条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 総会の決議は、議決権をもつ会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、委任状は決議において、出席とみなす。可否同数の場合、議長が決する。

2 重要事項の決議は、議決権をもつ会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。重要事項は、理事会の決議によって選定する。

### 第4章 役員

(役員)

第16条 当会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- (3) 必要に応じて、顧問を置くことができる。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第17条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち、理事会の決議によって、副会長、幹事長および事務局長を選定することができる。これらの役職は兼務することを妨げない。

4 監事は、当会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの規約の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの規約の定めるところにより、当会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 顧問と理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第17条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 顧問と監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第24条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事(会長)の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した会長代行が招集する。

3 理事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第27条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委任状は決議において、出席とみなす。可決同数の場合、議長が決する。

2 理事会は、電子的又は書面による開催と決議に代えることができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の期日までの書類作成が困難な場合は、理事会の承認を得て、総会の前日までに作成する。

(事業報告及び決算)

第30条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 決算書

## 第7章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会における、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当会は、総会における、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

## 第8章 附 則

(会員種別および会費)

第33条 会員種別および会費は、次のとおりとする。ただし、10月入会の場合、年会費の半額を徴収する。なお、賛助会員に関する申し込み口数に制限はない。

入会金	無し
正会員 (個人・法人・団体)	20,000円/1年間
賛助会員 (個人・法人・団体)	5,000円/1年間・1口 (総会での議決権をもたない)

(寄付金および基金)

第34条 当会の目的に賛同する会員または会員外からの申し出によって、寄付金および基金を受け入れる。

2 当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(法令の準拠)

第35条 本規約に定めのない事項は、全て法令に従う。

(設立年月日と規約変更)

第36条 本規約は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

2 規約の改定日および施行日は、以下に示す。

2018年4月1日発効・施行  
2018年10月27日施行(同日改定)  
2020年4月1日施行(2020年6月23日改定)  
2021年6月28日施行(同日改定)  
2022年5月7日施行(同日改定)  
2023年7月31日施行(同日改定)